

IMSP SPEED GAMES 2025

特別規則書

IMSP SPEED GAMES 2025

特別規則書

公 示

本競技会は、JAF 国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、2025 年度 SL カートミーティング規則規定、及び大会特別規則書に従って開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第 1 条 競技会名称

IMSP SPEED GAMES 2025 (全6戦)
(アイエムエスピー スピード ゲームズ 2025)

第 2 条 競技種別

第 1 種競技車両及びリブレ車両によるスプリントレース

第 3 条 競技会格式

・クローズド

第 4 条 開催場所及び日程

1)開催場所 クイック潮来

2)開催日程	第 1 戦	2月 9日
	第 2 戦	4月 6日
	第 3 戦	6月 22日
	第 4 戦	7月 27日
	第 5 戦	10月 5日
	第 6 戦	12月 7日

3)オーガナイザー（主催者）及び競技会事務局

主催：有限会社スタジオビー クイック潮来

〒311-2402 茨城県潮来市大生 804

TEL:0299-66-1725 FAX:0299-66-5151

mail : quickitako@gmail.com

HP : <https://919.ms/itako/>

第5条 大会競技役員

大会公式通知にて別紙 各戦参照

第6条 競技クラス区分

- 1) 375 チャレンジ
- 2) **KT LITHTS(ケーティークライツ)**
- 3) SPEED GAMES オープン
- 4) YAMAHA カデットオープン
- 5) YAMAHA SS
- 6) ファンカートキッズ (K50、C50、**G60**、**ハイパーカデット**)

第7条 公式通知に関する規定

本特別規則書に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本開催概要発表後に生じた必要事項は、下記のいずれかの方法によって参加者に通知されます。

1. **クイック潮来ホームページに掲載**
2. **大会事務局掲示板に掲出**
3. **ドライバーズブリーフィングで告知**
4. **緊急の場合は場内放送で伝達**

第8条 延期、中止または取りやめ及び変更

主催者は大会審査委員会の承諾を得て大会の全部または一部を延期、中止または取止めることができます。

イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還されます。但し、保険料は返還されません。

さらに、エントラント及びドライバーはこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しません。

なお、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、イベントの内容を変更する権利を合わせて保有するものとし、これに対する抗議は認められません。

第2章 競技参加に関する事項

第1条 エントリーの受付

開始：大会開催日の1ヶ月前

締切：大会開催日の1週間前

郵送による場合は締切日までに必着の事とします。

締切以降及び当日のエントリーは受け付けません。

- 1)受付時間 9時～17時まで
- 2)受付場所 大会事務局

3)必要物

- a. 参加申込書
- b. 競技会参加に関する誓約書
- c. 有効な SLO メンバースカード、2025 年 SL メンバースブック

375 チャレンジ、KT LIGHTS、SPEED GAMES オープン、ファンカートキッズクラスにつきましては、ライセンスは必要ございませんが、エントラントに所属及びショップ推薦、主催者が認めたものとなります。

- d. 有効な SLO 安全協力会加入証または保険加入証明書（コピー可）
- e. エントリーフィー
- f. 主催者が指定するもの

第2条 エントリーフィー及び保険料

- | | |
|----------------------|---------|
| 1) 375 チャレンジ | ¥12,000 |
| 2) KT LIGHTS | ¥12,000 |
| 3) SPEED GAMES オープン | ¥12,000 |
| 4) YAMAHA カデットオープン | ¥13,000 |
| 4) YAMAHA SS | ¥13,000 |
| 5) ファンカートキッズは別に定めます。 | |

※上記参加料は税込み価格(円)となります。

※保険料は SLO 安全協力会加入者は ¥0- 未加入者は ¥500-

※上記エントリーフィーにピットクルー1 名分の登録料が含まれます。

※競技会当日に自動計測装置 (トランスポンダー)をレンタルする場合、上記参加料に別途 ¥2,200-(税込)を頂きます。(マイポンダーの使用を推奨します。)

※締切日を過ぎてから遅延締切日(前々日)までの参加受付は可能ですが、期間外エントリーとして事務手数料 ¥2,500-(税込) を参加料とは別に頂きます。遅延エントリーの場合、パドックの用意できない場合があります。

第3条 エントリーの資格

- 1) 有効なカートライセンス及び 2025 年 SL メンバースブックの2点を所持していること。
- 2) クラスごとに有効な必要ライセンス区分及び年齢制限(当該年度)は以下の通りとします。

①375 チャレンジ

年齢：当該年度小学6年生以上

資格：コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。

②KT LIGHTS(ケーティールイツ)

年齢：小学6年生以上

資格：コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。

③SPEED GAMES オープン

年齢：小学6年生以上

資格：コースオーガナイザー及び指定ショップが認めた者。

④YAMAHA カデットオープン

年齢：小学2年生以上

資格：SLカートライセンスグレードカデット、Bの保持者。

⑤YAMAHA SS

年齢：小学6年生以上

資格：SLカートライセンスグレードB以上の保持者。

⑦ファンカートキッズは別に定める

3) ピットクルー登録

全クラス16歳以上としドライバー1名につき2名まで登録可能。エントリーフィーに1名のピットクルー登録料は含まれますが、そのピットクルーの保険料は含まれません。ピットクルー登録の方は、必ず各自傷害保険に加入をお願いします。

※ レース当日、保険加入証のコピーをご持参下さい。

4) 満18歳未満のドライバー及びピットクルーは親権者の承諾を必要とします。

5) 有効なSLO安全協力会加入証。

6) 有効なSLO会員証、2025年SLメンバーズブックを提示できないドライバーに対しては理由の如何を問わず出場が取り消されます。

7) 当該年度の学年はその年の4月になる学年、また年齢はその年(12月末までに)に迎える年齢を指します。

8) 参加定員

1. 各クラスは、参加申し込み締め切り時に台数が3台以上で成立とします。
2. 2クラスの参加台数の合計が20台未満の場合、混走となる場合があります。
3. クラス開催が不成立となった場合、大会3日前までにホームページ等で通知します。
4. 各クラス、予選、決勝のフルグリッド台数は25台。
5. 不成立となった場合、エントリーフィーは返金されます。

第4条 ピットエリア入場規定

当該競技会のサポートに入る方は登録されたピットクルーのみとします。

パルクフェルメ、ダミーグリッド、作業エリア、パドック、コース等は大変危険な場所です。

ピットクルー、メカニック作業員、エンタラントにおいて施設内での事故等による傷害は理由にかかわらず自己責任となります。

ただし、施設の不備は除きます。施設内のルールを守っていただき、すべての方が危険な場所で作業していることをご承知おきください。危険行為や、運営側のお願いに理解を得られない方は退場して頂きます。

第5条 エントリーの受理と拒否

1) 主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、且つその行為をもって最終の決定とします。この場合エントリーフィーは全額返還されます。

- 2)本規則に則った行動を頂けない場合、競技会への参加を取り消す場合や以降を含むエントリーの拒否をする場合があります。
- 3) エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書及びエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立しますが、拒否の通知は開催日までに連絡されます。
- 4) 一旦受理されたエントリーフィー、保険料はいかなる理由があっても返還されません。

第6条 保険

- 1)参加するドライバーは有効な SLO 安全協力会への加入を強く推奨します。
(ファンカートキッズクラスを除く。)
- 2) SLO 安全協力会加入区分 B の加入者はオーガナイザーの付保する保険と合わせ、1,000 万円以上の有効な保険に加入していなければなりません。
- 3) ピットクルーはオーガナイザーの付保する保険と合わせ、500 万円以上の有効な保険に加入していなければなりません。
※ドライバー及びピットクルーはレース、練習時を含め健康保険証を所持してください。

第3章 競技に関する事項

第1条 参加車両

2025 年 JAF 国内カート競技車両規定および、2025 年 SL カートミーティング車両規則規定、および 2025 年本大会特別規則の車両規定に従って開催されます。

第2条 自動計測装置 (トランスポンダー)

オーガナイザーより貸し出されたトランスポンダーは競技終了後すみやかに返却して下さい。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず 1 個につき 55,000 円(税込)をオーガナイザーへお支払い頂きます。
※高価な計測装置につき、ご理解頂きますようお願いいたします。

1. 参加者は、オーガナイザーが用意する自動計測装置 (トランスポンダー) または、自身で所有する MYLAPS 製 X2、TranX160、TranX260、TranX PRO、FLEX(通称：マイポンダー)を使用することができます。使用する際は以下の項目を厳守して下さい。

- 1) 使用については、参加申込みの際、番号を確実に記入して下さい。
- 2) マイポンダーは所有者以外の使用はできません。他人との共用も認められません。
- 3) マイポンダーが正常に作動していないと判断し、競技役員により指示された場合は、直ちにオーガナイザーの用意する自動計測装置 (トランスポンダー) に交換して頂く場合があります。その際は大会事務局にて受付をし、自動計測装置「トランスポンダー」の使用の手続きをお願いします (実費 ¥ 2,200 (税込) がかります)。
- 4) マイポンダーを使用する際は、充電、製品管理は自己責任となり、それに伴う計測トラブルに関しては、全て参加者の責任となります。計測不良によってタイム計測が出来なかった場合、リザルトにタイムは

表示されず、タイムトライアルの時はノータイムとなります。

5) トランスポンダーの付け忘れに関しましては、如何なる場合も「必備部品違反」とし、ノータイムとします。

また、トランスポンダー取り付け位置は、原則としてカート座席(シート)の後部、またはシートステー(ブレーキ側)に取り付けるものとし、地面との距離は約 30cm の高さに設置するよう留意して下さい。

2. 貸し出したトランスポンダーに計測不良が起きた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別のトランスポンダーに交換します。その場合ゼッケン番号に変更はありません。

第 3 条 車載カメラについて

1. 車載カメラの取り付けは自由ですが、取り付けた上で発生して事象については理由の如何を問わず、全て参加者の責任となります。

2. 撮影した画像および映像はあくまでも個人が楽しむものであるとし、競技判定材料としては使用できません。

3. 車載カメラ取り付けの注意事項。

1) カメラ本体は、頑丈なアタッチメント等で容易に脱落しないように強固に固定して下さい。

2) カメラ等でゼッケンナンバーを隠さないよう固定して下さい。

3) カメラ等の取り付けに不備があった場合、取り外しをお願いする場合があります。

4. 車載カメラの脱落等によるペナルティ。

競技会中、車載カメラが脱落した場合、当該ヒート失格。

第 4 条 競技番号の指定

競技ナンバーは車両の前方と後方、**両側方**に必備とします。

前方・フロントパネル：明瞭に識別できる状態でなければなりません。

後方・リアプロテクション：中央のナンバープレート専用のスペースにしっかり貼付して下さい。

側方・サイドカウル：左右とも明瞭に識別できる状態でなければなりません。

ベースサイズは縦 20~22 cm のもので黄色指定、数字は縦 15cm 以上、字幅 2~3cm のもので黒字指定とします。

ゼッケン番号、ゼッケンベースとも参加者各自で準備すること。一般市販品または自己作成でも規定内サイズであれば使用可能です。

※指定のないゼッケンナンバーの確定はエントリー後通知いたします。

第 5 条 ドライバースブリーフィング

参加ドライバーは必ずブリーフィングに参加しなければなりません。ブリーフィングに参加しない場合はペナルティの対象となります。

第 6 条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン及びタイヤは、**2025** 年 SL カートミーティング車両規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録し、且つ車両検査に合格したものののみが使用できます。

登録、使用できる数はシャシー 1 台、エンジン 1 基とします。

車検登録していないシャシー、エンジンの使用は不可。

タイヤはドライ 1 セット・ウェット 1 セットで、車検登録していないタイヤの使用は不可とします。但し、タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の 1 本のみを交換することができます。

第 7 条 エンジンの交換規定

登録したエンジンが、故障破損等により車検委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1 回だけエンジンの交換が認められます。故障破損したエンジンも再車検の対象となります。

交換する際は車検長立ち合いの下で追加の登録が認められます。交換後のヒートのグリッドポジションは、最後尾（複数名の場合、最も遅く申告したものを最後尾）とします。

第 8 条 エンジン

1)エンジン区分は 2025 年 SL カートミーティング車両規定に準じ、車両規定に示します。

2)封印（マーキング）が外れそう（消えそう）な状態になった場合は、事前に車検委員に申し出ること。

封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合は、当該競技会を失格とします。

なお、違反の内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合があります。

①車検時においてエンジンの封印が実施される場合がある。封印後はエンジンの分解は行ってはなりません。

②シリンダーヘッド・シリンダーヘッドナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ 1 つ施さなければなりません。

③公式練習開始時間前までは車検委員の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められません。

④各クラスに使用できるエンジンは次の通りとします。

1.375 チャレンジ KT100SD・KT100SC・KT100SEC

2.KT LIGHTS KT100SD・KT100SC・KT100SEC

3.SPEED GAMES オープン KT100SD・KT100SC・KT100SEC

4.YAMAHA カデットオープン KT100SEC SL 規定に準じる

4.YAMAHA SS KT100SEC SL 規定に準じる

6.ファンカートキッズクラスは別に定めます。

第 9 条 カート

前条に規定する当該エンジンを搭載し、SL 車両規定に合致した車両で、且つ次の条件を満たさなければなりません。

1)サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリングを必備とします。またメーカー純正や一般市販のリアプロテクションを必備とします。不備の場合は車両検査において修正を求められる場合があります。

※フロントフェアリングのワンタッチタイプは2個のブラケットで固定とし、ネジ止めタイプは2本のネジのみで固定とします。ワイヤーやテープ等で補強することは出来ない。

バンパーは必ず前後に装着するものとする。バンパー及び取り付け方法は JAF 車両規則第 2 章第 7 条同等とする。サイドバンパーの役割はサイドボックスにより補われるものとする。

5)チェーンガードは必備とし、且つ下記項目を満たしていなければならない。

①幅は 3cm 以上あり、車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。

②車両側方より見てドライブ側スプロケットとリア側スプロケットを結ぶ線の上の部分を有効に覆っている事。

③車両側方より見てドライブ側スプロケットが見えない状態であること。尚、クラッチ付カートにおいては、上記③は除かれるが、クラッチカバー(ハウジングカバー)及び SL クラッチにおいては SL クラッチプロテクター (サポート及び SL クラッチカバー) を取り付けなければならない。

④チェーンガード及びクラッチプロテクターの補強・追加は認める。

下記記載のチェーンガード(フルカバータイプ)は 2025 年 SL カートミーティング全国大会に適用され、2026 年から規則化されます。

露出しているチェーンとスプロケットの上部と両側の有効な防護物を構成しており、少なくともリアアクセルの水平面下面まで伸びていること(フルカバータイプ)。

6)最低重量

375 チャレンジ	FREE
KT LIGHTS	145kg
SPEED GAMES オープン	150kg
YAMAHA カデットオープン	110kg
YAMAHA SS	145kg

・ファンカートキッズクラスは別途定めます。

7) 排気系のいかなる部分も、車両全長及び全幅より突出してはならない。排出出口の末端は、安全な加工が施されていなければならない。排気はドライバーの後方で行われ、且つガスの排出は地上より 45cm 以下で行われなければならない。

8)音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第 23 条によるものとし、78dB(A)+3dB(A)を超えるものについてはタイムトライアルに次表のペナルティが課せれる。

音量	タイムトライアルの時間 次の時間が加算される
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82 d B 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5 d B 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5 d B 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	3 秒

注：84dB を含み 84dB を超える者はレースから除外されます。

第 10 条 燃料

1)ガソリン

- ①一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリン使用が義務付けられます。
- ②主催者は、ガソリンの銘柄及び供給方法等を指定する場合がある。この場合詳細事項は、特別規則書または公式通知に示されます
- ③すべての燃料冷却方式は禁止されます。混合前のガソリン及び混合後のガソリン全てにおいて、冷却などの措置は一切禁止されます。

2)エンジンオイル

- ①ヤマハカデットオープン、YAMAHA SS クラスは、SL カートミーティング車両規定に準じます。また、添加物の使用は一切認められません。
- ②375 チャレンジクラス及び **KT LIGHTS**、SPEED GAMES オープンクラスは通常市販されているもののみとし、添加物の使用は一切認められません。

3)検査

ガソリン及びエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合があります。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知にて示されます。

4) 燃料の交換

燃料の比色による識別の結果、疑義が生じた場合は、主催者が用意した燃料（有償、無償問わず）に交換しなければならず、当該者はこれを拒むことはできません。また、本件に関する抗議は認められません。

第 11 条 シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければならない。

YAMAHA カデットオープン、YAMAHA SS クラスは、**2025**SL カートミーティング車両規定に準じます。

- 1)シャシーの構成パーツの取り付け方法、取り付け方向はメーカー市販状態を基本とします。
- 2)クラスによってはフレームのモデル指定及び改造制限を設けます。
- 3)クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を用い、車体に 6mm 以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取り付ける事とします。取り付けるボルトは最低 2ヶ所以上とします。
- 4)サイドボックス、フロントパネル及びフロントフェアリング（フロントカウル）、リアプロテクションを必備とします。
- 5)フロントフェアリングは全クラス **2025** 年 JAF 国内カート競技車両規則第 9 条ボディワーク 5)フロントフェアリング③基準 C のフロントフェアリング（通称：脱落式フロントフェアリング）の取り付けを推奨とします。

第 12 条 タイヤ

使用するタイヤのセット数は、1大会につきドライ1セット、ウェット1セットとし、車両検査において登録封印を受けることとします（緊急時についてはその限りではありません）。

タイヤにバースト等が発生した場合は、車検長の許可を受けて当該の1本のみを交換する事ができます。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換、また逆への交換は主催者が指示する場合がある（主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もある）。使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒーティング、化学品の塗布は禁止されます。ウェットとドライの組み合わせ使用は禁止。

■ドライタイヤ

- ・ 375 チャレンジ 自由
- ・ KT LIGHTS ダンロップ SL22
- ・ SPEED GAMES オープン DURO HF242V
- ・ YAMAHA カデットオープン ダンロップ SLJ
- ・ YAMAHA SS ダンロップ SL22
- ・ ファンカートキッズクラスは別途定めます。

■ウェットタイヤ

- ・ 375 チャレンジ 自由
- ・ KT KIGHTS SL自由
- ・ SPEED GAMES オープン SL 自由
- ・ YAMAHA カデットオープン ダンロップ SLW2
- ・ YAMAHA SS ダンロップ SLW2
- ・ ファンカートキッズクラスは別途定めます。

第 13 条 車両検査・装備

公式練習の前に車両検査を受けなければなりません。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても、承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合があります。

1)車両検査の日時及び場所は公式通知で知らされ、ドライバーは車両検査に立ち会わなければなりません。

2)カート車両とその装備類は清潔で、且つ正しく整備された状態でなければなりません。

3)ドライバーの服装は装備の一部とみなされ、車検の対象となります。競技を安全に行う事を目的に CIK/FAF 公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務付けられます。グローブ（手袋）、シューズ（足首まで保護する靴）など、それぞれ丈夫なものでなければなりません。

なお、小学生にはネックガード及びリブプロテクターの装着が義務付けとします。

4)ドライバーの装備品

1. レーシングスーツは皮製もしくは JAF 公認のレーシングカートスーツまたは CIK/FIA 公認レーシングカートスーツの着用を義務とします（作業つなぎは不可）。

2. ヘルメットは規格公認品のフルフェイス型を使用し、保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とします。また、使用年数が 10 年を越えるものも使用できません。

3. CIK 公認ジュニア用ヘルメットの装着について 15 歳以下のドライバーに対し、CIK 公認ジュニア用ヘルメッ

トの装着を推奨します。

3. 12歳以下(小学生)のドライバーは、ネックガードとリブプロテクターを必備とします。

13歳(中学生)以下のドライバーは、ネックガードおよびリブプロテクターの装着を強く推奨します。

4. 捨てバイザー（ティアオフシールド）の使用は禁止。

5)タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの走行後、主催者が指定した場所で計量及び再車検を行います。主催者によって違反が発見された場合は失格となります。

第4章 競技に関する事項

第1条 信号

競技中ドライバーに対する指示は、下記の種類の旗に従い行われます。

①国旗もしくはシグナル

競技開始は、信号灯 赤シグナルの消灯（またはブルー点灯）と日章旗の振り下ろしでスタート。

優先すべきは信号灯となります。

※スタート合図の信号灯に不具合が発生し動作不良等となった場合、車両にスタート合図を知らせる方法は日章旗を提示振動します。

②緑に黄色の山形旗

ミススタート（再度スタートを行う為、ローリングをやり直す）

③赤旗

レース中止または中断。ドライバーはただちにレースを中止または中断し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行し、左右に分かれて安全確認しながら停止。

信号灯 赤シグナルの点灯。

④白旗

サービスカー（救急車）がコースインもしくはコース上にある。

⑤青旗

静止：追い越されようとしているので、現在の進行方向を保持。

振動：追い越されようとしているので、その者に進路を譲る。

⑥黄旗

静止：前方危険。追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

振動：前方が非常に危険。停止準備且つ追い越し禁止。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追い越し禁止。

⑦オイル旗（赤縞の入った黄旗）

前方路上に水、油有り。走行に注意。徐行を心がける。

⑧緑旗

競技続行。障害は除去されたのでコースクリア。

⑨オレンジボールのある黒旗

指示された番号のカー트에技術的なトラブルがあるのでピットイン命令。修理修復後、再出走できる。

⑩白黒旗

指示された番号のカードによる軽度のルール違反に対して最後の警告。（再度ルール違反をすると黒旗が出る）

⑪黒旗

指示された番号のカードへのピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭。失格となる宣告または注意を受ける。

⑫黒と白のチェッカー旗

競技終了。前方のカードを抜かず、徐行し車検を受ける。

第2条 吸気系または排気系のトラブルについて

走行中に吸気系または排気系のトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければなりません。競技を続行することは認められません。これに違反した場合は当該ヒート失格とします。

第3条 公式練習

全てのドライバーは定められている公式練習に参加しなければなりません。

公式練習に参加する意思がない場合は、レース除外となります。ただし、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合や、コースインの意思はあるが、車両やエンジンの不具合によって出走できない状態で公式練習が終了した場合でも、公式練習に参加したものと認められます。

1) 公式練習中のピットインおよびピットエリア作業は認められます。

第4条 タイムトライアル

1)全てのドライバーは、予選ヒートのグリッドポジションを決めるための、タイムトライアルに参加しなければなりません。

2)タイムトライアルの方法は、公式通知によって示されます。

3)計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合は、その時点でタイムトライアルの終了とみなされます。

4)タイムトライアルの成績は次の順序により決定されます。

①ベストタイムによる順位（同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする）

②ノータイム（出走順またはゼッケン順）

③その他

第5条 レースシステム

1) 予選ヒートの有無、グループ分け、ヒート数、周回数及びファイナルヒート進出台数とその周回数は公式通知に示されます。

2) ウェイトハンデ制

SPEED GAMES オープンクラスにおいて、年間を通して下記の基準に基づいたウェイトハンデ制を実施します。

- 1) 毎レース上位入賞者（1位～3位）に対し、次回のレース時に最低重量に1位3Kg、2位2Kg、3位1Kgのウェイトが加算されます。
- 2) 上記該当者は3位以内に入賞し続ける限り積算され、9Kgを上限とします。
- 3) ウェイトハンデ後のレースで順着が3位以内に入賞しなかった場合、次大会でウェイトハンデは解消されます（但し最低重量を下回ってはなりません）。
- 4) シリーズ第1戦および第6戦はウェイトハンデ無しにて開催されます。

第6条 グリッド

- 1) カートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置付けられます。
- 2) リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他のカートは移動してはならず、スタートの合図が出されるまで空席グリッドが維持されなければなりません。

第7条 スタート

スタート方式はローリング(2列の隊列)スタートとします。公式練習、タイムトライアル、予選ヒートまたはプレファイナルは、ダミーグリッドからコースインとなります。決勝ヒートは本コーススタートとなります。

また、車両をグリッドに置いたあとはコース内からカートスタンドを速やかにピットエリアに移動してください。

サポートとしてコース内に残ることができるのは、登録ピットクルーのみとなります。

(1) フォーメーションラップ前のウォームアップ走行がある場合の周回数はブリーフィングの際に示されます。

ブリーフィングで行われた指示に基づき、ウォームアップのための走行を行うことができます。

ウォームアップが終わり、スタート合図される前に、約1周のフォーメーションラップを行います。フォーメーションラップ中のドライバーは、2列の隊列で低速走行しスタートラインへ向かいます。

スタートライン 25m 手前に引かれたイエローラインを超えるまで加速をしてはなりません。

(2) ポール、およびセカンドはフォーメーションの隊列を整える義務があります。

(3) 隊列がスタートラインに接近する段階で(フォーメーションラップがスタートしたら)赤信号が点灯されます。

(4) 競技長は、フォーメーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行います。フォーメーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はフォーメーションラップが更に1周行われることを合図するために、赤信号の灯火を続けます(消灯しません)。全て日章旗の場合もあり。

(5) フォーメーションラップ中のドライバーは、オーガナイザーが定める区間での追い越しおよび割り込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となります。

(6) フォーメーションラップ中、過度なウエービング、ヒーティング走行は禁止され、前車との間隔を大きく開ける(概ね半車身を維持)ことは禁止されます。

(7)フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白/黒旗が示される。またペナルティが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合があります。

(8)フォーメーションラップ中隊列から遅れた者が、隊列の前で待つ行為は禁止されます。

(9)フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンのボード表示)された者、およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。

(10)フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止されます。

(11)フォーメーションラップ中にポール、またはセカンドのカー트가停止または遅れてもフォーメーションは続行されます。その際は先頭にいる者にフォーメーションのペースを保つ義務が生じます。

(12)スタート時、先頭のカー트가1周するまでにスタートラインを超えられないカー트는、そのヒートに出走することができません。

※スタート項目に違反した場合はペナルティ(当該ヒートの結果に5-10秒加算)が課せられる場合があります。

<フォーメーションラップ中およびスタート時のペナルティの例>

a.スタート時のフライング。

b.フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合。その行為が繰り返された場合最後尾に繰り下げ。

c.正規のグリッドポジションからスタートしなかった場合。

d.空席のグリッドポジションを詰めてスタートした場合。

第8条 レース中のルール

1)コースは常に先入車優先とし、追い越しをするものは前方のカー트의走行を妨害してはならず、また前方のカー트는、後続のカー트의進路を妨害してはいけません。危険な走行はペナルティの対象となります。

2)オフィシャルが反則または妨害行為(プッシング・ブロッキング・その他の非スポーツマン的行為)とみなしたドライバーに対して白黒旗が提示されます。さらにその行為が2回以上に及ぶときは、失格となり黒旗を受けピットインし、競技長のもとに出頭しなければなりません。

3)いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはなりません(但し、クラッチ付きカートの場合は、コース復帰のため安全確認後の方向転換は認められます)。

4)レース中は止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となります。

5)衝突を避けるために、やむを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければなりません。

6)レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げてアピールし、他のカー트가過ぎ去ってから後方の安全を確認し、再スタートします。再スタートできない時は、レースの障害にならないように、自分のカー트를コース外の安全な場所に移動し、ヘルメットをかぶったまま終了を待たなければなりません。

- 7)ジュニアクラスにおいては、カートから降りなければならない状況の場合は、オフィシャルにより排除されます。また、危険回避のためにオフィシャルが援助してコース復帰させる場合もあり得ます。
- 8)ドライバーは、工具・ケミカル用品等を携帯して走行する事はできません。
- 9)ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければなりません。
- 10)コースとピットロードを区分するイエローラインをカットする事はできません。
- 11)レース進行中パドックに入ったカートは、レースを放棄したものとみなされ、再びコースに入りレースに復帰する事はできません。
- 12)事故にみまわれたカートは、オフィシャルによって検査のため停止を命じられる事があります（競技役員の指示に従う事）。
- 13)競技長には、不適当もしくは危険とみなしたカート及びドライバーを除外する権限があります。
- 14) **オーガナイザー**以外の者が撮影した画像および映像は、レースの競技判定には使用できません。

第9条 レースの終了

- 1)レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分経過した時点で終了とします。
- 2)チェッカーを受けた後はスピードを徐々に落とし、前のカートを追いつかず、正規のコースを走行してピットロードに進入し、車両検査を受けます。
- 3)先頭のカートが規定の周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが提示された場合は、その時点をもって競技終了となります。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に規定の周回数で終了したものととして順位が決定されます。

第10条 完走

- 1)レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算されます。この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり、他の助けを借りることなく、コースを正しい方向に進行できる状態を言います。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数の2分の1以上完了していなければなりません。
- 2)フィニッシュラインを通過する際、ドライバーはカートに乗車した状態でなければなりません。
- 3)完走者となった者のみが入賞の対象となります。

第11条 ペナルティ

- 1)ペナルティには次の5種類があります。
 - ①タイム及び得点ペナルティ
 - ②警告
 - ③順位降格（リザルトのポジションダウン）
 - ④ラップペナルティ
 - ⑤失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。

3) 順位降格は、レーススタート時の違反、危険な行為などの場合そのヒート終了後の順位を下げる時に適用されます。

4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用されます。

5) 失格は次の反則行為に課せられます。

①違法または不当に得たアドバンテージ

②車両違反

③故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。

④与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。

⑤与えられたフラッグサインの無視。

第 12 条 順位の決定

レースの順位は、次の順位によって周回数が多い順に決定されます。

1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の 1/2 以上を完了し、チェッカーを受けた者）。

2) チェッカーを受けていない完走者（規定周回数の 1/2 以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者）。

3) 周回数に基づく不完走者（チェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を走行していない者）。

4) 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）。

5) 失格者

※上記項目で、複数の同一周回数者がいた場合は、フィニッシュラインの通過順位とします。

ポイントは完走者（規定周回数半分以上を完了した者）のみに与えられ、不完走者及び失格者には与えられない。

第 13 条 ピットイン

ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、且つ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。

第 14 条 ピット及びパドック内におけるルール

1) 大会に関係する者は、施設内ではすべて定められたクレデンシャルを付けなければなりません（配布された場合に限り）。

2) ピットは指定された場所を使用しなければなりません。また、ピット内で作業出来る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみとし、これに違反した場合は失格になる事もあります。

3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合は登録ピットクルー1名に限り、コースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行う事ができます。

4) クローズド競技会においては、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにあります。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示とします。

5) レース中の燃料補給は特別規則書付則で許可されていない限り禁止とします。

6)ピットエリア内（パドックを含む）における火気（溶接機、暖房機、喫煙等）の使用はすべて禁止とします。

※消火器（ABC 粉末タイプ/4 型（内容量 1.2Kg 以上））をパドックに備えることを強く推奨します。

7)レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはならない。

8)パドック内での走行はすべて禁止とします。

9)パドック内でエンジンを始動することは禁止とし、暖気は暖気運転指定場所にて行うこととします。

10)サーキット内は自転車、スクーター、キックボード、それらに類似するものの運転は禁止されます。

第 15 条 再車検

1)レース終了後、再車検が行われます。

2)車検長は、スタートした全ての車両に関し車両検査を行う権限を保有します。車検長が検査を行う際は、ドライバー、登録ピットクルーが責任を持って車両の分解及び組み立てを行わなければなりません。関係役員及びドライバー、登録メカニック以外は検査に立ち会う事はできません。

3)本条項の検査に応じない場合は失格とします。

第 5 章 抗議、暴力等に関する事項

第 1 条 抗議

1. JAF 国内カート競技規則に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。

A) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は車両検査後 15 分内。

B) 競技中の過失または反則に対する抗議はその競技終了後 30 分以内とします。

C) 競技の成績に関する抗議はその発表後 30 分以内とします。

2. 大会運営役員に対する各抗議はエントラントからのみ受け付けるものとし、抗議料は現金 ¥ 55,000- (税込)とします。ただし、抗議の結果によらず抗議料は返金されません。

提出された抗議により再度公式車検等を実施し、その抗議が成立した場合には、再度公式車検等の要した費用はオーガナイザーの負担とし、これと反対に、当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は、抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については大会審査委員に委ねられます。

3. エントラント及びドライバーの遵守事項

A) エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。

B) エントラント、ドライバー及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態、事故等についてコースの所有者、オーガナイザーと関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。

4. エントラント、ドライバー及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらし

からぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合当該競技会失格とします。施設から退場頂く場合もあります。

5. エントラント、ドライバー及びピットクルーによる競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、オーガナイザーの判断により当該競技会失格、当施設からの退場、次戦のエントリー拒否等のペナルティを与えることができます。

主に、選手に対しての暴力、選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応をお願いいたします。

6. オーガナイザーや大会審査委員、選手、全ての関係者に対して、SNS等で誹謗中傷、侮辱をした場合、またはその恐れがある場合、競技会の参加を取り消す場合や以降を含むエントリーの拒否をする場合があります。

第6章 成績及び賞典に関する事項

賞典、シリーズポイントは下記の通りとします。これ以外の基準を適用する場合は、特別規則書で公示します。

第1条 レースの成立

クラス別に参加台数が3台以上あった場合にレースが成立します。性能が近似したクラスが混走となる場合があるが、賞典をクラス別とするか総合順位とするかは主催者が決定して告知します。

第2条 賞典

各クラス第1位～第3位 トロフィー

各クラス参加者 副賞

その他

第3条 シリーズ戦ポイント

本大会のドライバーポイントは次の得点基準を適用します。得点は決勝レース完走者（規定周回数の半分以上を完了した者）のみ与えられ、不完走者、失格者及び不出走者には与えられません。

1)シリーズの成立3大会以上とします。

2)クラスごとに同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとします。

<通常ポイント>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

3) 最終戦において 1.5 倍のポイントを付与します。

<<最終戦 (通常の 1.5 倍) >>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	30	22.5	18	15	12	9	6	4.5	3	1.5

4) 375 チャレンジクラスはタイムトライアルにも下記ポイントを付与します。

<375 チャレンジクラスタイムトライアルポイント>

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ポイント	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

5) シリーズ戦ランキングは、同一シリーズ戦の全戦のポイントを合計し得点の多い順に上位とします。

6) 同点の場合は上位入賞回数の多い者を上位とします。

7) 6)でも決定できない場合は最終戦の順位で決定します。尚、最終戦に参加しなかった場合は、最終戦により近い競技会において高得点を得たものを上位者とします。

第 7 章 損害補償

主催者及び大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷及び車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するもの及び大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第 8 章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告については、主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否する事ができません。

- 1) 公序良俗に反するもの。
- 2) 政治・宗教に関連したもの。
- 3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第 9 章 肖像権及び個人情報に関する事項

レース主催者、及びこれが指定した第三者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、レースイベント参加者の肖像権及び個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用致します。

第 1 条 業務内容

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト作成、保険の受付、その他レースイベントを円滑に行うための業務及び、これらに付随する業務。

第2条 利用目的

- 1)レースイベント事務手続きを行うため。
- 2)レースイベント参加者の個人成績を公表するため。
- 3)レースイベントの内容等を報道、放送、出版等に用いるため。
- 4)レースイベントの内容等をインターネット経由し、情報を公開するため。
- 5)レースイベントの状況動画や画像配信を行うため。
- 6)レースイベント中に事故があった場合、保険処理を行うため。

第10章 主催者の権限に関する事項

- 1)参加申し込みの受け付けに際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックの参加を選択あるいは拒否する事ができます。
- 2)大会スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができます。
- 3)止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4)すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権及びその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可する事ができます。

第11章 反社会的勢力の排除

- 1)参加者（登録メカニックを含む）が次に該当する場合は参加拒否をさせていただきます。また、参加中または参加後に判明した場合は、判明時点において当該競技会を失格とし、以降開催される全ての競技会の参加を拒否します。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動等標ぼうロゴまたは特殊知的暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会勢力」という）に該当していると認められるとき。
 - ②反社会的勢力を同伴し入場させたとき。
 - ③反社会的勢力と関係を有し、または利用したと認められるとき。
 - ④公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき。
- 2)前項の規定により、参加を拒否し、または競技会を失格となった場合は、主催者は当該参加者の支払い済みエントリーフィー、保険料その他競技会において発生した全ての損害を賠償する責を負わないものとし、

第12章 その他の一般事項

- 1) チームの代表者、ドライバー及びピット要員は本規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、本機構ならびにその所属員及び競技役員に対し、いかなる責任も追及しないこと。
- 2) 緊急医療機関に関して

本大会において、緊急時の搬送指定病院を以下の通りとします。

緊急指定病院

医療法人社団同仁会 常南医院

住所：〒311-2421 茨城県潮来市辻386

電話番号：0299631101

<https://maps.app.goo.gl/8Nhs4PEUcaju42RX9>

なお、緊急時は救急隊員等医療従事者の指示に従い、迅速かつ適切な処置ができる医療機関への搬送を最優先とします。

- 3) 本開催概要の解釈 本開催概要ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなします。
- 4) 本開催概要に記載されていない事項 本開催概要に記載されていない事項は、FIA(国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した JAF(日本自動車連盟)国内競技規則と JAF 国内カート競技規則、全日本/地方カート選手権車両規定、SL 競技規則、本大会開催概要、本競技会及び開催場所における慣習とその車両規定に準拠します。

2025 SL カートミーティング 車両規則

エンジン

エンジンは、下記の細目を満たしていなければなりません。

- 1.以下でいう改造とは、切削・付加等の改造および市販状態での装着部品からの変更を指します。但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。
- 2.エンジン構成パーツの取付け方法、取付け方向(クラッチを除く)はメーカー出荷時の状態でなければなりません。但し、規定内のメーカー純正消耗品交換部品やスキッシュ調整用ガスケットの交換は認められます。
- 3.スタートボタンを押してエンジンを始動させる構造でなければなりません。

■全クラス

使用できるエンジンは KT100SEC 国内仕様のみとし、改造は一切禁止され市販状態とします。但し、カーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められます。なおエンジンは 7YU 型に限られます。対象部品=シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコード。コンロッドは次のパーツ No.に限ります。7F6-11651-00・7F6-11651-01・7F6-11651-02。

●ピストン

ピストンおよびリングのオーバーサイズ純正部品への変更が認められます。787-11630-16(または 06)、787-11630-15(または 05)、787-11630-14(または 04)、787-11630-13(または 03)。および KT100FP 用の 7YG、KT100SP 用の J67 の使用が認められます。131-11633-00 ピストンピンは全ての指定ピストンと組合せできます。J67-11633-00 ピストンピンは 787-11630-16(または 06)、787-11630-15(または 05)および 787-11630-14(または 04)のみ組合せできます。

●シリンダー関連

シリンダーボディは図 A 部に縦 10mm、横 16mm の座部分(ドライブ側も同様)のドライブ側に「7ET」とマグネット側に「Y3 または Y4」の浮き文字があるものとします。シリンダーボアサイズは 52.61mm まで可能とします。シリンダーヘッドガスケットは純正の 7ET-11181-10 または SLO 公認調整用ガスケットとします。

●スキッシュエリアの規定

全クラスでスキッシュエリアの確保が規制されます。SL カートミーティングで使用する KT100 エンジンの、ドライブ側と、電気側の両サイドのスキッシュエリア数値 2 カ所を計測し、その数値の合計が 4.5mm 以上あることとします。メーカー出荷状態で装着されているシリンダーヘッドガスケット(品番:7ET-11181-10)1 枚の状態の数値が確保できない場合は、メーカー純正の 7ET-11181-10 ガスケットまたは、SLO 公認(銅製の 3 種類)調整用ガスケットのいずれかを用いて、スキッシュエリア数値を規定内で確保してください(枚数に制限はありません)。

<指定調整用ガスケット>

- 1.ヤマハ純正(7ET-11181-10) 2.SLO 公認 0.05mm・0.1mm・0.2mm の 3 種類(銅製)

<使用例>

調整用のガスケットは指定されたものであれば枚数や組合せに制限はありません。

- 1.純正のアルミガスケットのみを 1 枚か 2 枚以上入れて調整
- 2.純正のアルミガスケットと SLO 公認の調整用銅ガスケット(サイズいずれか)を組み合わせで調整
- 3.SLO 公認の調整用銅ガスケット 3 種いずれかを組み合わせで調整

<計測方法>

プラグホールから 3.0Φmm 以上のハンダを挿入し、排気ポートに対し直角方向の指定された箇所(ドライブ側または電気側)にセットし、クランクシャフトを 1 回転させ潰れたハンダの厚みを計測します。ドライブ側と電気側の潰れたハンダの厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。

<スキッシュエリア計測手順>(計測はドライブ側と電気側をそれぞれ計測します)

- 1.3.0Φmm 以上のハンダを用意します。測りやすいように折り曲げます。
- 2.ハンダはカッター等でカットしてください。ニッパ等で切ると先端が潰れてしまい正確に計測出来ない場合があります。
- 3.プラグを外しプラグ穴から排気ポートに対し直角方向のドライブ側または、電気側のいずれかの所にハンダを挿入します。
- 4.クランクシャフトを 1 回転させ、潰れたハンダの厚みを計測します。
- 5.潰れたハンダのドライブ側と電気側の厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。

●シリンダーヘッド他

シリンダーヘッドは YAMAHA 浮文字があり、改造防止のフライス加工を追加したものに限られます。クランクケースについては、7YU 打刻 No.のものに限られ、かつケース底部に「7ET」の浮き文字があるものとします。また部品販売品については型番の打刻のないものがあります。その場合 3 ケタ以上の数字を打刻し、型番とします。

●クランクシャフト他

クランクシャフトは KT 用(7YA・7YB・7YT・7YP)と FP 用(7YG)および SP 用(J67)いずれかのヤマハ純正品が使用でき、また KT 用、SP 用のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められます。クランクシャフト用オイルシールは、クランクケース面より 1mm 以上内側に入り込んではいけません。

●シリンダーガスケット(ベースガスケット)

シリンダーガスケットは純正の 7YK-11351-00、7YK-11351-01、内径(直径)64.5mm までの寸法を認めます。

●KT100SEC エンジンモデルチェンジに伴う使用部品追加事項 メーカーの仕様改訂に伴い、当該エンジンおよび改訂部品の使用を認めます。
改訂部品

- 1.クランク 2:J67-11422-00⇒7YP-11422-00 2.クランクシャフトアセンブリ:J67-11400-00⇒7YP-11400-00

●クラッチ

乾式 SL クラッチ(SL-10841-C)改造・加工は不可とします。構成部品はすべて純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。

クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止されます。

クラッチハウジングのドライブsprocketの歯数変更のための切削・溶接をとまなう改造は禁止されます。

クラッチボディの外形は 81.5mm 以上とします。

SL クラッチのドライブsprocketは、YAMAHA TRY カデット・カデットオープン・TIA ジュニア・SS ジュニアクラスにおいて 219×10T または 11T の「フリーライン SL」の刻印が入っているものに限り使用可とします。

また YAMAHA TIA・SS・レディス・スーパーSS・SS レジェンド・155SS はフリーライン製以外の使用も可とし歯数の制限はありません。YAMAHA TRY カデット・カデットオープンクラスはコース毎にドライブ及びリアsprocketの歯数が指定される場合があります。SL クラッチのsprocket取付ボルトの変更は認められます。

カットオフ装置を必ず備えることとします。この装置はドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。

<クラッチボディ計測方法>

シューの残量が一番多い部分からクラッチボディの中心を通り、対角側シューへの寸法を 3 箇所測定する。



3 箇所全てが 81.5mm 以上 ⇒ 車検合格

1 箇所でも 81.5mm 未満 ⇒ 車検失格

【重要】クラッチボディを計測する際は、原則エンジンを下ろして計測すること。スターターが回らない状態にしてから、クラッチドラムを外すこと。

●クラッチガード

エンジンには SL クラッチガードおよび SL クラッチプロテクターを取付けなければなりません。

●セルモーター

セルモーター部品はすべて純正品でなければならず、改造は一切禁止されます。(カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可)

●吸気系統

使用できるキャブレターは WB3A・WB21 および WB33 で改造は一切禁止されます。

但し、キャブレター部品について相互交換 およびヤマハ純正部品との交換は認められます。また、チョーク付のものについてはチョークレバーを取り外しチョーク孔を埋めることは認められます。

アルミのプレート(プレート 1:7YA-14346-00)の取付けは禁止され(メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外してください)、各種ジョイントキャブレターの前後はガスケットが取り付けられることとします。

※ジョイントキャブレターとガスケットのすき間に液体ガスケットなどを塗り、洩れをふせぐことは認められます。

対象部品=キャブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナー。

●インテークサイレンサー

ヤマハ純正吸気消音器(7YA-14410-01)を必備とします。切削、加工、改造は禁止されます。ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリーナーは下記部品番号のものとし、改造は一切禁止されます。

●ジョイントキャブレター

YAMAHA TRY カデット・カデットオープン:14.5φmm(7YU-13586-09、公差+0mm 以下)

YAMAHA TIA ジュニア・SS ジュニア:19.8φmm(7YA-13586-00、公差+0mm 以下)

YAMAHA TIA・SS・レディス・スーパーSS・SS レジェンド・155SS:26φmm(787-13586-01、公差±0.5 mm 以下) 全クラス:マニホールド(7YA-13585-00)

全クラス:ジョイントエアクリーナー(7YF-14453-03)

●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式は TCI とし 7ET 系(ステーターと TCI ユニット一体式)に限られます。現行標準装着のローターアセンブリー(7YT-85650-20)と旧型品(7YT-85650-00・01・10)のいずれも使用可とします。

<TCI ローター寸法規定(7YT-85650-20)>

1.厚さ:33mm。製造公差±0.5mm

2.直径:60φmm。製造公差±0.1mm

3.寸法測定は次頁イラスト 1~3 の 3ヶ所付近にて厚みと直径を実測します。

4.幅を直径以外の箇所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となり車検失格となります。

幅(厚み)33φ mm 1 キー延長上付近 直径 60φmm

7YT-85650-20 の本体のみ、裏側にメーカー加工の外周逃げ縁取り有り

点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られます。プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止します。プラグキャップは KT100J・SSP、YZ80・85・125 メーカー純正品の使用が認められます。

●排気系統

マフラー本体は CIK ならびに JAF の刻印がある 7YA 型とします。マフラーコンプリート(7YA-14701-00-98、7YA-14701-10・サイレンサーアセンブリ(7YA-14750-09)の組合せとし、改造は一切禁止され市販状態とします。

エキゾーストパイプは 7YT-14610-00 または 7YU-14610-00 のいずれかとします。溶接、加工の入ったものは使用禁止とします。また、排気センサーの取付けが可となり、センサーを取り付けるための溶接は認められます(但し、センサー取付のために溶接した箇所から発生したクラック補修溶接は加工とみられる場合があります)。

その他ジョイントエキゾースト(ジャバラ)本体の内径に変化のあるものは禁止されます。ジョイントエキゾースト(ジャバラ)に消音や保護のためのプロテクターや保護材の取り付けは認められますが車検時に内径を確認するために取り外しを命ぜられる場合があります。

※ここで言うプロテクターや保護材はジョイントエキゾースト(ジャバラ)本体のみに取り付けが許されるものでありエキゾーストパイプやマフラーと連結してはなりません。

対象部品=エキゾーストパイプ・マフラー・サイレンサー ※エキゾーストガasketおよびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

●シリンダーヘッドに2ヶ所およびシリンダーに4ヶ所に装着されている防振ゴム(メーカー部品名称:アブソーバ)の装着は必備である。ただし、ヒート中に脱落してもペナルティの対象とはならない。

●その他

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガasket、ボルト・ナット(キャブレターインレット部品、クラッチ構造部品を除く)、ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド。

シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければなりません。

- 1.シャシーの構成パーツの取付け方法、取付け方向はメーカー市販状態を基本とします。
- 2.フレームのモデル指定および改造制限を設けたクラスがあります。
- 3.クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を用い、車体に6mm以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取付けることとします。取り付けるボルトは最低2ヶ所以上とします。
- 4.サイドボックス、フロントパネルおよびフロントフェアリング(フロントカウル)、リアプロテクションを必備とします。
- 5.フロントフェアリングは2025年JAF国内カート競技車両規則第9条ボディワーク5)フロントフェアリング3基準Cのフロントフェアリング(通称:脱落式フロントフェアリング)の取り付けを必備とします。(TIAジュニア・TIAを除く)但し、主催者による特別規則書付則に定めることによって、従来のフロントフェアリングの使用が認められます。

◇YAMAHA カデットオープンクラス

シャシーはSLO認定・JAF登録・Mini規定CIK公認シャシーに限られます。また年式変更に伴う純正共用部品相互の交換は認められます。

●リアアックスル装置およびその他等の装置 リアアックスルは各フレームメーカー純正市販部品に限ります(A社のシャシーにはA社のリアアックスルを使用)。また、磁気性の材質で直径30φmm以下、全長960mm(+10mm)以下のものとします。

※同一メーカーから発売されているオプションのリアアックスルの場合、パーツリストで品番が確認できれば使用可とします。

●外装品 メーカー純正外装品で改造、変更は禁止とします。但し、旧型外装品を新型に変更することは可とします。またカラーリングの変更は認められます。メーカー純正またはカデット用一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

JAF国内カート車両規則「ボディワーク」に依ります。

●ブレーキ装置 キャリパーアッセンブリ(パッドを除く)、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スパーサーは市販状態のまま使用することとします。

フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

◇YAMAHASS ジュニア・SS・レディス・スーパーSS・SSレジェンド・155SSクラス

シャシーは一般市販のものとし、メーカーは自由とします。フロントブレーキの装着は禁止されます。リアアックスルの最大直径は50φmmとします。

●外装品

一般市販品の範囲で変更自由。ただし、JAF国内カート車両規則第2章「フロントバンパー」・「ボディワーク」に拠る。メーカー純正品またはCIK公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

JAF国内カート車両規則「ボディワーク」に拠る。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

タイヤ

使用するタイヤのセット数は1大会につきドライ1セット・ウェット1セットとし、車両検査において登録封印を受けることとします。タイヤにバースト等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて当該の1本のみを交換することができます。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換。また逆への交換は主催者が指示することがあります(主催者からドライ・ウェットフリーの宣言がなされる場合もあります)。使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒートテイング、化学品の塗布は禁止されます。ウェットとドライの組合せ使用は禁止されます。

■ドライタイヤ

- YAMAHA カデットオープンクラス:ダンロップ SLJ・F3.6×10.0-5・R5.0×11.0-5
- YAMAHASS・レディス・スーパーSS・155SS クラス:ダンロップ SL22・F4.5/10.0-5・R7.1/11.0-5

■ウェットタイヤ

- 全クラス:ダンロップ W2